

フランス第三共和制下の選挙改革（一）

只野雅人

はじめに——検討の視角と対象

I. 前史——制限選挙から普通選挙へ

1. 制限選挙法制とその理論——国民主権・国民代表制の成立
2. 普通選挙の導入
3. 普通選挙と国民主権・国民代表制の変容

II. 第三共和制下の選挙制度と選挙改革

一. アロンディスマン投票制の確立

1. 制定の経緯

- (1)一八七五年一月三〇日組織法
- (2)アロンディスマン投票制の確立

2. 制度の問題点

- (1)選挙区間の定数不均衡
- (2)得票率・議席率の乖離——二回投票制の問題
- (3)選挙における不正・買収 (以上本号)
- (4)政治風俗の問題 (以下次号)

3. 改革の理論

二. 選挙改革の展開——比例代表制の模索と挫折

III. 憲法理論と選挙改革

むすび

はじめに——検討の視角と対象

議会は国民の「縮図」であるから、その構成は可能なかぎり忠実に民意を反映しなければならぬと言われる。国民主権の原則が、国政は主権者たる国民の意思に基づいて運営されることを要請する以上、これは自明なことのように

思われる。しかし、今日においても、かつての制限選挙⁽¹⁾のように、特定の党派・階級に有利な選挙制度の選択を通じて議会構成が「歪曲」され、様々な「不平等」が生み出されることは決して希ではない。「政治権力は、一定の方向に普通選挙の結果を歪めようとする。世論がもはや制限選挙を認めない我々の時代においても、代表の不平等は、間接的に納税額による選挙制度の継続を保障している⁽²⁾」。デュヴェルジェは、こう述べている。

いかなる選挙制度がとられるかにより、議会の構成は大きく変わってこざるを得ない。そして、その結果、国政の方向が、更には国民の権利保障の在り方までもが大きく左右されることになる。従って、何をもって「公正な民意の反映」と言うかは極めて重要な問題である。その理解の如何により、選挙制度が生み出す議会代表の「歪曲」や「不平等」に対する評価も少なからず影響を受けることになる。

本稿の目的は、こうした議会代表の在り方と選挙制度の関係を考察することにある。その際検討の中心となるのは、国民の意思をいかに議会に反映するか、国民と議会・議員との関係はどうあるべきかといった点、すなわち代表制の問題である。

そのための検討対象として本稿が選んだのは、普通選挙実施後のフランス、特に第三共和制下の比例代表制を求める選挙改革運動⁽³⁾、並びに草創期のフランス憲法理論における比例代表制をめぐる論争である。フランスでは、一八四八年、世界に先駆けて普通選挙を導入して以来、他のどの国にもまして数多くの選挙制度の変更がなされ、またそのたびに常に激しい論争が交わされてきた。それゆえ、その検討は、現代憲法のもとでの選挙制度、更には代表制の問題を考えるにあたり、極めて豊富な素材を提供してくれる。

本稿は、こうしたフランスの選挙制度史のうち、現代の入り口にあたる第三共和制に焦点を合わせる。制限選挙か普通選挙かという問題に代わり、普通選挙制度自体の持つ様々な矛盾や問題点が顕在化し、また意識されるようになったのがこの時期である。そこで問われたのは、まさしく議会代表はどうあるべきかという点である。こうした問題は第四共和制以降の選挙改革論議にも引き継がれてゆくが、それはまた、我々が今日選挙制度の問題を考えるにあたっても避けて通ることのできない課題である。

I. 前史——制限選挙から普通選挙へ

本論に入るに先立ち、先ずフランス公法の基本原理たる「^{ナシオン}国民」主権⁽⁴⁾につき触れておくことにする。「^{ナシオン}国民」主権は「^{プーブル}人民」主権との対抗の中でフランス革命期に確立され、以降のフランス政治体制の法的基礎をなしている。フランスの選挙法制も当然この「^{ナシオン}国民」主権を軸に展開して行くことになる。

フランス革命の中でこの「^{ナシオン}国民」主権のもとに生み出された制限選挙制度、そしてその法的構造はいかなるものであったのか。更には、普通選挙が導入された一八四八年以降、「^{ナシオン}国民」主権はどう展開して行くのか。先ずこれらの点を概観することにより、後に検討される第三共和制期の選挙制度・憲法理論の前提となる部分を確認する。

1. 制限選挙法制とその理論——⁽⁵⁾国民主権・国民代表制の確立

「主権は一にして不可分、不可譲であり、時効にかかることがない。主権は国民に属する。人民のいかなる部分、いかなる個人も、主権の行使を僭取することはできない」。一七九一年憲法はその第三編⁽⁶⁾一条においてこう宣言し、主権は個々の構成員とは区別される国籍保持者の総体としての⁽⁷⁾国民に、しかも国民にのみ存することを宣言する。ここに^{ナシオン}国民主権の原理が確認される。主権が抽象的観念的集合体としての国民に存する以上、いかなる個人にも主権を行使する固有の権利が否定される。だが、抽象的観念的存在にすぎない国民は、自ら主権を行使することはできない。そこでその行使を憲法を通じ一定の個人あるいは団体に委任し、彼等が国民の代表者としてそれを行使することになる。こうして、論理必然的に、直接制が排除され代表制が導かれる。「全ての権力は国民のみから発するが、国民は委任によるほか権力を行使することはできない」(同、二条)。

もっとも、いかなる形態の代表制がとられるべきかについては、国民主権原理は何も答えていない。従って、それは専らに憲法規定に委ねられる。一七九一年憲法の定める代表制は、以下のような性質⁽⁸⁾を備えていた。

①上に引いた憲法規定からも明らかなように、代表制の中心にあるのは「権力の委任」の概念であるが、この「委任」は文字通りの、従って私法的意味の委任ではない。この委任——いわゆる代表委任——は、各選挙区からその被選挙人(代議士)への個別的な委任ではなく、主権者たる総体としての国民から代

表者たる議会全体への集合的な委任である。「県において指名される代表者は個々の県の代表者ではなく、国民全体の代表者である」と、憲法は規定している（第三編一章三節七条）。

②代表委任は一般委任である。すなわち、委任は国政上の個々の問題につき与えられるのではなく、国家意思の形成について一括して与えられるのである。その結果、「国民代表は、先行して存在する国民の意志を確認・表示するのではなく、国民の意志を形成・表示する⁽⁹⁾」ことになる。

③以上より、委任は強制的なものでは有り得ない。選挙区から議員に与えられる強制的な訓令は全て無効であり、議員は選挙人から完全に独立して議会での討議・表決を行う。いわゆる命令的委任の禁止である（同、七条）。

このように、選挙人と代議士・議会の間には、法的にはいかなる関係も否定される。結果として、主権者たる「国民^{ナシオン}」の意思は、実際の国民の意思とは無関係に、「国民代表府」たる議会により排他的に決定されることになる。従って、「代表委任論は、選挙区さらには人民そのものに対する代議士およびその集合体としての議会の独立宣言にはかならない⁽¹⁰⁾」。

こうした国民あるいは選挙人からの議会の独立を更に徹底し、議会への事実上の影響力の行使さえも排除したのが、制限選挙であった。国民と国民代表の間に文字通りの委任関係が存在しない以上、否、いかなる法的関係も存在しない以上、国民代表府たる議会の権力は選挙に由来するのではない。その地位は専ら主権者国民の総意に、すなわち憲法に由来する。従って、市民は投票することによって彼自身の主権を行使するのではない。主権は集合体としての国民にのみ存するからである。こうして、投票は選挙人固有の権利の行使ではなく、⁽¹¹⁾彼が国民全体のために行う公務となる（選挙権公務説）。選挙権が公務であることから、この公務を行い得る資格、すなわち選挙人たり得る資格はあげて憲法・選挙法の定めに従ねられる。かくして、制限選挙が可能になる。

一七九一年憲法は、能動的市民と受動的市民を区別し、前者のみが選挙人であるとした。能動的市民（なお、女性は当然のように排除されていた）となるためには、フランス国籍を保持すること、満二五歳以上であることのほか、一定期間の居住、納税額、社会的身分などの要件が課されていた（第三編一条二節二条）。当時の人口約二六〇〇万人、成年男子人口七〇〇万人のうち、能動的市民は四三〇万人であり、更に間接選挙がとられていたために、直接に議員

を選挙する選挙人の数は僅かに四万人であった。⁽¹²⁾

もっとも、制限選挙のみがこの選挙権公務説の唯一の論理的帰結というわけではない。選挙人の資格を得るための要件が実定法の定めに従われている以上、その資格を一定の財産上の要件に結び付けることも（制限選挙）、また、全ての成人に達した市民にその資格を認めることも（普通選挙）、等しく可能だからである。一八四八年、フランスは男子普通選挙を導入するが、その基礎にあったのはやはり国民主権・選挙権公務説であったと考えられる。冒頭にも述べたように、国民主権は以降のフランス憲法体制の基礎をなして行くのである。

しかし、上に触れたように、国民主権の原理は代表制に関しても、選挙制度に関しても、常に論理必然的に一定の帰結を導くわけではない。その内容を決するのは憲法規定であり、従ってその時々々の政治・社会情勢によって国民主権の導く代表制・選挙制度の在り方も大きく異なってこざるを得ないのである。この点で決定的な役割を演じたのは、普通選挙制度であろう。普通選挙制度の導入は、国民主権、更にはそのもとでの代表制・選挙法制の在り方を大きく変容させることになる。そしてこの変容こそが、本稿の主たる検討対象である第三共和制下の選挙改革を生み出す条件を準備するのである。次にこの点を見てゆくことにしよう。

2. 普通選挙の導入

普通選挙は、国民主権とは異なる「人民」主権の原理に立脚するものであると説明されることがある。「人民」主権の理解については論者により相違があるが、その論理は以下のように要約することができよう。

人民主権は、ルソーの社会契約論にその発想を得ている。主権は、社会契約参加者の総体、あるいは選挙権保持者の総体としての人民に属する。抽象的観念的存在にすぎなかった国民とは異なり、このように理解される人民は意思能力を持ち、自ら主権を行使することができる。従って、人民主権のもとでは、主権者人民による主権の直接的行使、すなわち直接制が原則になる。もっとも、巨大な近代・現代国家においては直接制の実施は物理的に不可能であるから、人民主権のもとでも何等かの「代表制」の導入は不可避である。

だが、人民主権のもとでの「代表制」は、国民主権のもとでのそれとは大きく異なってくる。⁽¹⁴⁾ 国民主権のもとでは、抽象的観念的存在である主権者国民は

意思能力を持たない以上、代表制はその当然の帰結であった。だが、人民主権のもとでは、「代表制」は単に物理的の必要から採用されるにすぎない。主権者たる人民が実際に主権を行使し得るからである。従って、「代表」の役割は、一般意思の「形成表示」ではなく「確認表示」である。国民主権のもとでは排除される命令的委任（リコールを伴う）、人民投票、人民発案、人民拒否といった直接民主制的諸制度によって、「代表」の決定には主権者人民自身による一般意思決定と同様の内実が担保される。

この人民主権のもとでは、選挙もその性質を一変する。投票に参加することにより、各人は自らが保有する主権を、すなわち自らに固有の権利を行使する（選挙権権利説⁽¹⁵⁾）。議会代表の権力も、選挙を通じて生じることになる（ここから命令的委任が要請される）。選挙権が権利である以上、一七九一年憲法のように制限選挙を認めることはもはやできない。普通選挙は、人民主権・選挙権権利説の論理必然的な帰結である。

しかし、他国に先駆け男子普通選挙を宣言した一八四八年憲法の基礎に、この人民主権・選挙権権利説を認めることはできない。その命令的委任禁止規定（三條）に象徴されるように、この憲法は明らかに国民主権原理に立脚して⁽¹⁶⁾いた。この点は、選挙権に関する規定からもうかがえる。「選挙は直接かつ普通とする」⁽¹⁷⁾（二四條）。「財産要件なくして、民事上及び政治上の権利を享受する満二歳のフランス人は選挙人である」（二五條）。憲法はこう定める一方で、選挙権公務説を強く示唆する以下のような規定もおいていた。「選挙権及び被選挙権を市民から剥奪する要件については、選挙法によりこれを定める」（二七條）。

選挙権を権利と考える場合にも、勿論一定年齢に達した全ての市民に選挙権が認められるわけではない。権利が一定の制限に服する余地を認めざるを得ない。だが、「権利」である以上、その制限は必要最少限でなければならないはずである。一八四八年憲法の立場はこれとは異なる。選挙権・被選挙権を剥奪し得る事由の決定を全て通常の立法に委ねているからである。これは、選挙を「公務」としてとらえる場合にのみ可能である。かかる憲法の立場は、憲法規定を具体化して選挙権欠格事由を定めた一八四八年三月一五日法、更には一八五〇年五月三一日法により一層明確になってゆく。⁽¹⁸⁾特に後者は、コミューンあるいはカントンでの三年間の居住を選挙人名簿への登録の要件としたため、当⁽¹⁹⁾

時急増しつつあった都市労働者等の多くが選挙権を奪われる結果となった。選挙人の数は、一八四八年の九六〇万人から六八〇万人に激減したと言われる⁽²⁰⁾。

更に、当時のフランスには普通選挙が機能するための前提条件が欠けていた点も、付け加えておく必要があろう。一八四九年五月三～四日の議会選挙——一八四八年憲法下での唯一の議会選挙——に先立ち、一八四八年四月二八日、制憲議会選挙が史上初めて普通選挙により実施されたが、その際、ルイ・ブラン、ブランキ等は普通選挙の延期を求めていた。「実際、『赤』がおそっていたのは農民や田舎の人々の投票であった。これらの農民は、三〇年来保守派の影響の元にあつたため、革命家たちにしてみれば『誤って』投票するに違いなかったからである⁽²¹⁾」。はたして、彼等が危惧した通りの結果となった。選挙人は、市町村ごとに市長や司祭に導かれ、一団となって投票所に赴いたという。一八四九年の選挙においても状況は同じであった。民衆の政治教育が不十分だったため、普通選挙の意義は大きく減殺されざるを得なかったのである⁽²²⁾。

ルイ・ナポレオンのクーデターにより成立した第二帝政のもとでも、事情は同じであった。「代議士は、名簿式投票を用いることなく、普通選挙によって選出される⁽²³⁾」(三十六条)。一八五二年憲法はこのように普通選挙を宣言する。しかし、一八五二年二月二日の組織デクレール⁽²⁴⁾五条は、一七項目にわたる広範な欠格事由を定めていた。

更にラフリエールによれば、単記投票票制の採用、恣意的選挙区割り、公認候補の制度の三点により、第二帝政下では普通選挙の機能は大きく歪められていた⁽²⁵⁾。単記投票制＝小選挙区制は、政府による投票のコントロールを容易にし、恣意的選挙区割は、政府に好意的な多数派を人為的に創り出すことを可能とした。また、各選挙区に公認候補が立ったが、彼等のみが行政機関の掲示に使用される白い用紙に印刷されたポスターを用い、公用にのみ供される場所にそれを掲示することができた。出版の自由は厳しく規制され、選挙集会を含む一切の集会は許可制であり、印刷業を営むには免許が必要であるなど選挙運動自体が大幅に規制されていただけに、公認候補は極めて有利な立場にあった。一八五二年には、二五一人の当選者のうち二四七人が公認候補であった。

3. 普通選挙と国民主権・国民代表制の変容

以上のように、一八四八年・一八五二年の両憲法のもとでは、普通選挙は規

範の面でも、また実際の機能の面でも大きく制限されたものであった。だが、たとえ歪められたものであったとはいえ、普通選挙の導入は社会的・政治的に極めて大きな影響をもたらした。「良いにせよ、悪いにせよ、また奸策的に用いられるにせよ誠実に用いられるにせよ、この制度は存在していた。それは習俗のうちますます深く⁽²⁶⁾とけこむ運命にあった」。

一八四八年以前には、選挙は「同一階級に属する人々」⁽²⁷⁾のものであった。政府・候補者の選挙人に対する働きかけは容易であった。だが、選挙人の数が一挙に数百万になると、状況は一変する。大衆への働きかけに要する費用は膨大であり、またその結果を予測することも困難になる。「普通選挙とともに、大ブルジョアジーはその覇権の諸要素の一つ、すなわち投票権の独占を失ってしまった」。「名士」のみが選挙人であり被選挙人であった制限選挙のもとでは、対立はせいぜい地主と産業家・金融家のごく限られた緩やかなものにすぎなかった。普通選挙により、大ブルジョアジーは、農民、労働者、小ブルジョアジー等の利益の代表者と選挙において争わねばならなくなった。「この階級はその政治力を選挙母体の巧妙な縮小のうゑに基礎づけることができた。いまや選挙母体は極限にまで拡大したので、大ブルジョアジーは以降そこで溺死してしまう危険にさらされることになる」⁽²⁸⁾。

こうした状況は、やがては代議士と有権者の関係をも大きく変化させることになる。当選を確保するためには、候補者は選挙民の意向を無視できなくなる。命令的委任の禁止規定にみられるように、代議士は依然法的には選挙人から独立している。だが、選挙人団が選挙公約等を通じ、代議士に対して事実上の統制を及ぼすようになる。「自然の成り行きで、普通選挙の導入は結果としてこの選挙人団の権力と被選挙人団の従属をことさらに増大させた」⁽²⁹⁾。

この傾向を更に加速化するのは、政党の形成・発展である。普通選挙は必然的に政党の登場を促す。有権者が飛躍的に増大するので、政治に何等かの影響を及ぼそうとするならば、同一の政治理念や利益で結ばれた一定の組織を媒介とすることが不可避となるからである。政党は、先ず、政治に働きかける資力・手段を持たぬ労働者階級の中から生まれ、それに対抗するために、普通選挙の導入によりかつての優位を失ったブルジョアジーも、やがて政党を結成するようになる⁽³⁰⁾。

フランス革命期にはル・シャプリエ法が職業的結社を禁じ、この立場はその

後も一八一〇年の刑法典によって受け継がれた。代議士が「全国民」の代表とされ一切の拘束を免れていた当時においては、これは当然の結果であった。だが、普通選挙の導入以降、こうした結社の禁止は徐々に弛められてゆく。⁽³²⁾ 第三共和制に入ると、特に一九〇〇年以降、本格的に政党が組織されるようになる。一九〇一年には急進社会党が、一九〇五年には統一社会党が、相次いで結成された。

こうした近代政党の発展と軌を一にして、議会内においても議員集団が組織され、その重要性を増してゆく。⁽³³⁾ 一八八四年一月二四日、代議院において、議長は議員が演壇で集団の名において発言するのを禁じた。だが、一九〇〇年以降、議員集団の存在は半ば公然化してゆく。そして代議院では、一九一〇年七月一日の決議案（議員規則十二条）により、従来は議院の理事部によって行われていた一六の大常任委員会の指名が、各議員集団が予め提出した名簿に基づき比例原則に従ってなされることになった。

もっとも、フランス第三共和制における政党の存在や役割を過度に強調することには問題がある。左翼政党——急進社会党、社会党、共産党——を別にすれば、厳密な意味で政党と呼べる政治組織は存在しなかったと言っても決して過言ではない。中道・右翼の諸「政党」は多くの場合確固たる党組織を欠き、選挙の際にその候補者を正確に分類することすら困難であった。今日的な意味での規律政党というよりは、むしろ宣伝と選挙のみを目的とした選挙委員会の色彩が強かった。議会内の議員集団についても同様である。ヴデルは以下のように述べている。「だが、第三共和制期の集団を特徴づけたもの、それはその多様性と流動性であった。国内に政党は多く、左翼・極左の政党を除けば規律され組織化されていたものはごく僅かであった。集団は必然的に政党に対応していたわけではない。それらのイデオロギー的枠組みは極めて脆弱であり、その大部分には規律が存在しな⁽³⁴⁾かった」。

だが、ともあれ、一定の留保は必要であるが、第三共和制下では政党並びに議員集団の存在は無視し得ない意味を持つに至ったのである。

このように、フランス革命の中で確立した国民主権の原理はそれ以降憲法体制の中でも一貫して維持されて行くが、その具体的な形態は大きく変わって行くことになる。革命期の国民主権は、議会に対する国民の影響力を法的にもま

た事実上も排除した代表制，そして制限選挙を正当化する原理として機能した。しかし，一八四八年，制限選挙に代わり普通選挙が導入される。そして，その射程を大きく制限されていたとはいえ，この普通選挙の導入は，政党の発展と相俟って，従来の国民と議会の関係に大きな変化をもたらしてゆく。

こうした変化を背景として，王政の可能性が完全に否定され，普通選挙がその本来の姿で機能し始める第三共和制に入ると，普通選挙制度のうちに様々な問題点が指摘され，様々な改革の主張が議会を中心に現れてくる。そして，それらは憲法理論の転換を伴いつつ，やがて比例代表制の導入を求める選挙改革運動へと収斂してゆくのである。以下では，制度・理論の両面から，この選挙改革の動向を検討してゆく。

II. 第三共和制下の選挙制度と選挙改革

一. アロンディスマン投票制の確立

フランス第三共和制の選挙制度は，単記投票制か名簿式投票制（*scrutin de liste*，比例代表制を含む）かをめぐり揺れ動いた。前者は郡（アロンディスマン）を選挙区とし，後者は県（*デパルトマン*）を選挙区とする。だが，両者をめぐる争いは，常に前者への回帰という形で決着した。第三共和制の選挙制度を規定した選挙法は主として五つ——一八七五年一月三〇日法，一八八五年六月一六日法，一八八九年二月一三日法，一九一九年七月二日法，一九二七年七月二日法——であるが，このうち，一八七五年，一八八九年，一九二七年の三つの選挙法は，いずれもほぼ同じ投票形態を定めている。アロンディスマンを選挙区とする小選挙区二回投票制，いわゆるアロンディスマン投票制である（*scrutin de arrondissement*）。第一回目の投票では当選者には絶対多数が要求され，当選者がいない場合には相対多数による第二回目の投票が行われる。一八七五年以降の一六回の総選挙のうち，実に一三回がこの方式によっている。本稿で検討する選挙改革運動の目的は，この投票形態を比例代表制に置き換えることであった。アロンディスマン投票制は一八八五年法，一九一九年法により二回廃止されているが，いずれも復活している。この投票制はいかなる目的で，いかなる過程を経て制定されたのか。また，いかなる構造を持ち，いかなる問題を生み出していったのか。選挙改革の問題の検討に入る前に，先ずこうした点を明らかにしておくことにする。

1. 制定の経緯

(1) 一八七五年十一月三日組織法⁽³⁵⁾

第三共和制憲法の一部をなす公権力の組織に関する一八七五年二月二五日法⁽³⁶⁾は、一条で以下のように規定する。「代議院は、選挙法の定める要件のもとに、普通選挙により選出される」。憲法の制定後に新たに指名された三人委員会は、名簿式投票——第二帝政崩壊後に定められた——の維持を内容とする法案を議会に提出した。議会では、その一四条が議論的となった。

「各県は、人口七万人につき一名の代議士を選出し、いかなる県も代議士数⁽³⁷⁾がその県を構成する郡の数を下回ってはならない。選挙は、県ごとに名簿式投票で行われる。一〇名未満の代議士を選出する全ての県は、単一の選挙区を構成する。代議士一〇名以上の県では、法律が選挙区⁽³⁷⁾を定める」。

議会では、アロンディスマン投票制を求める右派（保守派・王党派）と名簿式投票を主張する左派（急進派・共和派・中道左派）が激しく対立した。委員会案に対して、ルフェーヴル・ポンタリスのアロンディスマン投票制を内容とする修正案が提出された。右派がアロンディスマン投票制を主張したのは、より狭い選挙区のほうが地方の名士からなる右派の再選が容易になること、公認候補⁽³⁸⁾の復活が期待できる——右派は当時権力の座にあった——ことなどによる。

これに対して、左派は、アロンディスマン投票制を激しく批判した。帝政崩壊後に行われた国民議会選挙は名簿式投票によりなされたが、同じ制度による一八七二年以降の一連の補欠選挙では、共和派、特に急進派が大きく躍進していた。一八七五年十一月八日の演説において、マルセルが以下のようにアロンディスマン投票制の危険性を訴えた⁽³⁹⁾。

「公認候補から解放されたばかりのフランスを新たにこの病的体制の手に委ねるとは、何と軽率ではないか。フランスに確立している中央集権の行政制度を伴えば、選挙区が限られているために、この権力が与える活動手段を伴えば、単記投票制は当然に、必然的に、というも誘惑が極めて強いからなのだが、公認候補を生み出すと私は申しあげたい。」

また、十一月一日の議会で、ガンベッタもアロンディスマン投票制を批判する演説⁽⁴⁰⁾を行っている。彼はアロンディスマン投票制の欠点として、恣意的選挙区割り⁽⁴⁰⁾がなされる危険があること、小選挙区では少数派が排除されてしまうこと、選挙戦の総点がごく限られたものになることなどをあげ、県を選挙区と

する名簿式投票を主張した。彼のこの主張は、後の名簿式投票論者によって繰り返し援用されることになる。

だが、左派の反対にもかかわらず、数に勝る右派は結局修正案の可決に成功する。こうして、一八七五年一月三〇日法が制定された。ここに定められた選挙形態は、若干の修正を受けつつも、以降の一三回の総選挙を規律することになる。主要な規定は以下の通りである。

「代議院の構成員は、個別の投票により選挙される。各郡は代議士一名を指名する。人口が一〇万人を越える郡は、住民一〇万人あるいはそれを越える部分につき、更に一名の代議士を指名する。郡は、この場合、選挙区に区分される。その一覧表は法律により定められ、法律によってのみ改正される」(一四条)。

「1°有効投票の絶対多数、2°登録有権者数の四分の一に等しい投票数、の得票をしていなければ、何人も一回目の投票においては選挙されない。二回目においては、相対多数で選挙され得る。票数が等しい場合には最年長者が当選となる」(十八条)。

(2)アロンディスマン投票制の確立

一八七五年法に基づいて行われた一八七六年・一八七七年の総選挙で、右派は多数を制するために徹底した選挙干渉を行った。だが、結果は、いずれも左派の勝利に終わった。新たに多数派となった共和派は、王党派の敗北を決定づけるために選挙制度の改革に取りかかった。なるほど、アロンディスマン投票制は右派の期待通りには機能しなかった。しかし、選挙の帰趨を決したのは、多くの場合、地方的な利害と個人的な影響力であった。名簿式投票を求める運動の先頭に立っていたガンベッタは、一八八一年五月二十日の議会で、アロンディスマン投票制を、「モナルキストの城塞」であり、フランスが自らの姿を認めることのできぬ「割れた鏡」であると激しく非難した。⁽⁴¹⁾

こうして制定されたのが、一八八五年六月一六日法⁽⁴²⁾である。代議士は名簿式投票で選挙される(一条)。各県は、外国人を除いた人口七万人につき一名の割合で代議士を指名する。七万人を越える部分についても、一議席が与えられる。また、各県は最低三議席を有する。議席配分は法律によってのみ改正できる(二条)。県が単一の選挙区を構成する(三条)。一回目の投票では、有効投票の過半数、登録有権者数の四分の一を獲得しなければ選挙されない。二回目

においては、相対多数でも当選となる（五条）。

しかし、この法律は短命に終わる。一八八一年から八七年の経済不況により失業者が増加し、民衆の不満は高まっていた。また、ヴィルソン勲章事件などにより、議会への不信感も募りつつあった。こうした民衆の不満と議会不信を背景に、ブーランジェ將軍に率いられたブーランジズムが急速に抬頭した。⁽⁴³⁾ブーランジェは、「国民委員会」を結成し、「解散・制憲議会・改憲」をスローガンに、一連の補欠選挙で圧倒的勝利を納めていった。これに大きな衝撃を受けた共和派は、ブーランジズムを阻止するために自らが制定した名簿式投票の廃止に取りかかった。共和派がアロンディスマン投票制の導入を図ったのは、狭い選挙区で行われるアロンディスマン投票制の場合、新興勢力よりも地方的知名度のあるものが有利であること、地方的利害が選挙戦の総点になるので、プレビシット——権力者に対する信任投票——的な色合いを持つブーランジズムにとって不利であること等による。⁽⁴⁴⁾

こうして、ブーランジズムの排除を目的として、一八七五年法をほぼそのまま引き継いだ一八八九年二年一三日法が成立した。⁽⁴⁵⁾この目的を徹底するために、法律の公布以降次回の代議院選挙までは補欠選挙は行われまいとの規定（四条）が挿入された。二月一七日に補欠選挙が予定されており、なおブーランジェが勝利する可能性があったためである。また、同年の七月一七日法が複数立候補を禁止し、ブーランジェの排除を更に徹底した（従来は、立候補の届け出が必要ではなかったため、複数の選挙区で当選することが有り得た。⁽⁴⁷⁾例えば、一八七一年の選挙では、ティエールは二六選挙区で当選している）。⁽⁴⁸⁾

しかし、一八八九年法が再び定めたアロンディスマン投票制は、ブーランジズムの排除という当初の目的を越えて、一時の中断（一九〇九年～二七年）はあるものの、以降の第三共和制の政治に一貫して決定的な影響を及ぼしてゆくことになる。そして、この制度の様々な問題点が、比例代表制を求める選挙改革運動を生み出してゆくのである。次に、節を改め、この制度の生み出した問題点を見てゆくことにしよう。

2. 制度の問題点

アロンディスマン投票制の生み出した問題点は、四つにまとめることができると思われる。選挙区間の定数不均衡、得票率・議席数の乖離といった二回投

票制に起因する問題、選挙期間を通じての様々な不正行為、そして当時の腐敗した「政治風俗 (mœurs politiques)」の問題である。これらの問題点の検討を通じて、比例代表制の制定を求める選挙改革運動が芽生えた背景が明らかになるであろう。なお、ここでは比例代表制が導入される以前の問題（一九一四年の総選挙まで）のみを扱い、アロンディスマン投票制が再度導入された一九二七年以降の問題については二節の最後で触れる。

(1) 選挙区間の定数不均衡

まず、アロンディスマン投票制を規定した一八七五年一月三〇日法並びに一八八九年二月一三日法の定める定数配分原理のうちに、不均衡を生み出す最大の原因があったことを指摘せねばならない⁽⁴⁹⁾。両法の定める定数配分原理は、以下の二原則からなっていた（一八七五年法一四条・一八八九年法二条）。

①各郡が一議席を有する。但し、一八八九年法二条は、パリとリヨンについては人口密集を考慮して、各市内郡が一議席を有するものとした。

②人口一〇万人を越える郡は、人口一〇万人につき一議席が配分され、更に残りの人口一〇万人未満の部分についても一議席が配分される。この場合、当該郡は複数の選挙区に分割される。

各郡が選挙区とされているのは、第二帝政下でなされたような恣意的な選挙区割り（いわゆるゲリマンダー）を防止するためであった⁽⁵⁰⁾。しかし、この行政区画の尊重が、構造的に大きな不平等を生み出すことになる。

一八七二年の人口調査に基づく一八七五年の定数配分の結果、全国は五二六の選挙区に区分され、全国平均では代議士一人が六万八六五五人を代表することになった⁽⁵¹⁾（以下、理想代表数と呼ぶ）。上記の②によると、二議席目の追加配分は人口一〇万人を越えた場合にのみなされるので、人口六万八六五五人から一〇万人までの選挙区は、常に過小代表を被ることになる。また、三議席目が配分されるのは人口二〇万人を越えた場合であるから、人口一三万七三一〇人（理想代表数の二倍）から二〇万人までの選挙区は常に過小代表となる。更に、人口二〇万人を越える郡については、人口二〇万五九六五人（理想代表数の三倍）を越える全てが過小代表となる。以下の表からも明らか⁽⁵²⁾に、郡の人口が多いほど、過小代表を被る可能性は高くなり、しかもその度合いも大きい。

郡の規模と議会代表（一八七五年）

《過大代表の郡》

郡の規模（人）	数	人口	議員数	人口／議員数
～ 68655	133	6967431	133	52387
100000～137310	68	7947221	136	58435
200000～205965	2	405870	6	67645
合 計	203	15320522	275	55711

《過小代表の郡》

郡の規模（人）	数	人口	議員数	人口／議員数
68655～100000	103	8231106	103	79914
137310～200000	43	6784341	86	78888
205965～300000	7	1695214	21	80724
300000～	6	4071738	41	99311
合 計	159	20782399	251	82789

このように一八七五年法の議席配分原理自体が人口の多い郡にとりかなり不利なものであったことに加えて、工業化の進展に伴う都市部への人口流入が不平等の拡大に一層拍車をかけた。一八八一年七月二八日法が一二選挙区⁽⁵³⁾、一八八九年法もセヌ県だけで一〇の選挙区をそれぞれ新たに創設したにもかかわらず、一八九三年の選挙の際には、人口が最大のセヌ県ソー郡三区（一三万二三四〇人）と最少のバス・ザルプ県バルセロネット郡（一万五四七七人）の間には、実に九倍近い格差があった。更に、一八八九年法の定める原則に反して、人口一〇万人を越える選挙区が一五にのぼっていた（一八七五年は〇）⁽⁵⁵⁾。

かくして、一八八九年法の適用の直後から定数は正の必要が生じていた。しかも、選挙区間の定数不均衡の抜本是正のためには選挙法の定める二原則の厳格な適用のみでは不十分であり、この原則自体も見直しが必要だったのである。その結果、部分的是正はなされたものの、一八八九年法に基づく最後の選挙が行われた一九一四年には、一八七五年に犠牲となっていた地域の被る不平等は一層拡大した⁽⁵⁶⁾。

一八七六年から一九一一年（いずれも人口調査が行われた年）の間に、全三六二郡のうち二四一で人口が減少しているが（全体で二一〇万人の減少）、これらの郡の議席の減少はごく僅かである（一五議席⁽⁵⁷⁾）。議席の喪失は、人口が一〇万人（あるいは二〇万人、三〇万人等）を割った場合に限られるためである。特に、人口一〇万人以下の郡では、人口の減少は議席数に何の影響も及ぼさない。例えば、人口五万人以下の郡は六六あるが、一八七六年以降三二万人

の人口減少があるにもかかわらず、議員数は変わっていない。これらの選挙区の人口は全国の六・三パーセントであるが、一パーセント以上の代議士を有⁽⁵⁸⁾していた。

他方、多くの人口を抱える選挙区についてみると、複数の議席を有する郡（人口一〇万人以上）は、一八七六年の一三三から一二五に減少しているが、これらの郡の有する議席数は一八八一年の二八九から三四八に増加している。それゆえ、議席数の増加の原因は、新たに人口一〇万人に達した郡があったためではなく、既に人口一〇万人を越えていた郡の人口が二〇万人以上、あるいは三〇万・四〇万以上に増加したためである。選挙法の議席配分原理によれば人口が増えるほど過小代表の度合いが高まることを考えれば、人口増加の著しい都市部が議席配分において被った不平等の大きさが窺われよう。⁽⁵⁹⁾

最後に、以上のような不平等が政党の勢力関係に及ぼした影響についても触れておこう。なお、既に述べたように、第三共和制のフランスでは議員を党派別に正確に分類することは困難であるため、急進社会党・社会党以外については、右翼、左翼（急進社会党を除く）という大まかな分類を用いる。また、政党別の議員数に関するデータが得られなかったため、以下の数字は院内の議員集団の議員数（一九一四年総選挙後）に基づいている。⁽⁶⁰⁾

まず指摘できるのは、当時の最大の政党であった急進社会党が不平等な議席配分の最大の受益者であったという点である。県単位で見ると、同党の一六五人の議員のうち、過大代表の県から選出されたものが一〇一人、過小代表の県から選出されたものは六四人である。一方、その他の党派はいずれも不利益を被っている。過大代表の県・過小代表の県の選出議員数は、右翼についてはそれぞれ六〇人・九三人、左翼は七六人・八三人、社会党は二七人・七五人となっている（その他については、それぞれ一人・七人）。

選挙改革議論においては、急進社会党は一貫して比例代表制に対し拒否の姿勢をとるが、その理由の一端がここに窺われる。アロンディスマン投票制は、定数不均衡のほかにも以下に述べるような様々な問題点を生み出したが、そのいずれもが急進社会党に有利に働き、同党の支配を支えてゆくことになる。

(2)得票率・議席率の乖離——二回投票制の問題

完全な比例代表制を実施しない限り、各政党の得票率と議席率の間には常に乖離が存在する。その程度は、政党の数、投票の分布、選挙の形態などにより、

⁽⁶¹⁾ 大きく左右される。多数の党派が分立し、単記二回投票制がとられるフランスでは、選挙結果に決定的影響を及ぼしたのは政党間の選挙協定の成否であった。そして、その結果生じる不平等は、常に一定の党派に有利な方向で機能したのである。一九〇二年以降の選挙（これ以前については党派の分類は意味を持たない）における各党派の得票率・議席率の関係は以下の通りである。⁽⁶²⁾

党派別の得票率・議席率

	1902年	1906年	1910年	1914年
社会党	10.40%	9.95%	13.22%	16.75%
	7.80%	9.12%	13.28%	16.72%
急進社会党	10.14%	28.53%	20.56%	18.14%
	12.73%	41.48%	20.61%	23.64%
左翼諸派	46.54%	18.17%	27.25%	30.20%
	50.93%	18.76%	27.60%	30.41%
右翼	32.91%	43.23%	38.44%	34.23%
	27.33%	30.64%	38.50%	28.55%

* 上段が得票率・下段が議席率である。

* 以上のほかにも分類不能の候補者・議員が若干存在する。

表から明らかのように、急進社会党は一九一〇年を除けば一貫して過大代表を得ている。これに対して、社会党及び左翼は、得票率・議席率がほぼ均衡している。右翼については、一九一〇年を除き、過小代表となっている。

こうした得票率と議席率の不均衡を生み出した最大の要因は、上に述べたように、政党間の選挙協定である。⁽⁶³⁾ 選挙協定は立候補の取下げ（*désistement*）を通じて実施される。通常は、選挙協定を結んだ各党派の中で、第一回目の投票で最大の得票をした党派の候補者のために他の党派が二回目の投票の前に立候補の取下げを行う。その結果、一回目の投票では一位となった候補者が二回目の投票で落選するということが起こり得る。しかも、全国的には右翼・左翼の二大ブロックが対峙するのが一般的だったが、党内規律の不十分さから、選挙協定の組み合わせが選挙区によって異なることもあった。

こうした条件のもとでは、どの党派とも選挙協定を結び得る立場にある政党が、そして協定を結んだ陣営内部では一回目の投票の際に多くの選挙区で最大の票を得ることができる政党が有利になる。フランス第三共和制においては、この二つの条件を満たしていたのが急進社会党であった。一九〇二年・一九〇六

年・一九一四年の選挙では、急進社会党と社会党を中心に左翼の選挙協定が成立した。その結果少数派となった右翼は、一回目の投票ではかなりの選挙区でトップになりながら、議席面で大きな不平等を被ることになった。また、左翼陣営内部では、最大の政党である急進社会党が最も選挙協定の恩恵に浴している。他方、一九一〇年の選挙では、各党の得票率・議席率はほぼ均衡している。これは、選挙改革が選挙戦の争点になったことが急進社会党に不利に働いたためである。この選挙では、急進社会党の候補者を落選させる目的で、右翼は幾つかの選挙区で社会党候補のために立候補の取下げを行った。⁽⁶⁴⁾

なお、二回投票制のもう一つの弊害として、「二回目の投票において『有効に投票する』ことは、しばしばある候補者に賛成票を投じることよりむしろ反対票を投じること⁽⁶⁵⁾を意味している」という点を指摘しておく必要がある。一九一〇年の選挙における右翼の支持者の行動がその例である。多数の党派が存在するフランスでは、当選に絶対多数が要求される一回目の投票で雌雄が決せられる例は希で、多くの場合二回目の投票が行われる。いわゆるバロタージュ(ballottage)である。だが、この場合、一回目の投票の結果により自らが支持する候補者に当選の見込みがないことを知った選挙人の選択の幅はごく限られたものとなる。「単記投票制によれば、実際、自分の支持している候補者に投票する機会がある選挙人はごく僅かであり、なによりも自分が恐れる政党に反対票を投じることになる⁽⁶⁶⁾」。選挙区ごとに組み合わせが異なる場当たりの選挙協定が締結されたことと相俟って、こうした事情から議会構成に民意の分布を正確に読み取ることは困難であった。

(3)選挙における不正・買収

第三共和制の当初は、選挙の実施にあたっての細則は主として一八五二年二月二日組織デクレ⁽⁶⁷⁾、及び同日の執行デクレ⁽⁶⁸⁾によって定められていた。だが、その規定は、選挙の真正さの保障という点からは極めて不十分なものであった。結果として、不正や買収行為が効果を発揮する小選挙区のもとで、ありとあらゆる不正が行われることになった。しかも多くの場合、中央集権的な行政機構を利用して政府や公務員がその主役となったのである。一八七五年法の制定に際して左派が危惧した通りの結果であった。以下に、選挙手続きの順にしたがって、問題点を見てゆく。

まず問題となるのは、選挙人名簿⁽⁶⁹⁾である。投票を行うためには、選挙人名簿

に登録されていることが必要であった。選挙人名簿に登録される選挙人には、①一定のコミューンに住所を有する者あるいは六カ月間居住している者、②当該コミューンの四つの直接納税者名簿の一つあるいは夫役負担者名簿に登録されている者の二種類があったが、後者については名簿への登録期間に何の要件も課されていなかったため、最少の土地区画の所有者となるだけで好きなコミューンで投票することが可能となった。ごく僅かな票の移動で多数派が覆る場合には、この手法は有効であった。更に、名簿の訂正の「不備」——その多くは意図的なもの——から、死者や不在者が登録されたままになっていることも少なくなかった。その結果、選挙人名簿の登録有権者数がその地区の成人男子の数を上回ることさえあったという。⁽⁷⁰⁾

次に、投票段階の不正である。⁽⁷¹⁾一八七五年法五条が秘密投票を定めているにもかかわらず、実際は「その公開性は投票が口頭でなされているプロシアとほとんど変わらない」という状況であった。⁽⁷²⁾地方の小規模コミューンでは、特に不正が著しかった。執行デクレ二一条によれば、投票用紙は選挙人が予め記入したものを投票所に持ち込むとされていたが、通常は、候補者やその運動員が準備した用紙を投票所の外で選挙人に手渡していた。従って、買収や脅迫は極めて容易であった。また、投票用紙は白く外部的な目印がない紙でありさえすればよく（同、二一条）、折り方も特に定められていなかったため、開票の際に投票用紙から投票者を特定することが可能であった。

投票所に入ると、選挙人は投票用紙を投票所長に手渡し、所長がこれを投票箱に投じる。所長には、手渡された用紙が複数の投票を含んでいる疑いがある場合にそれを開けてみる権限が認められていたので、そうした口実のもとに投票者の選択を知ることができた。また、敵対候補に投じられたと思われる投票用紙に密かに印を付けて無効にすることも可能であった。候補者が投票所に立会人を置く権利が明文化されていなかったことも、不正を容易にした。

更に、開票時にも不正が行われた。⁽⁷³⁾票の集計は群集が取り巻く中で行われ、彼等は時には開票者を脅迫するために机を取り囲んだり、投票箱を持ち去ったりした。所長には場内の秩序維持の権限が認められていたが、この権限を利用し、騒動を偽装して憲兵を請じ入れ、群集を一掃して投票の改竄を行うことさえあった。開票時にも、候補者が立会人を置く権利は認められていなかった。

選挙区の拡大を伴う比例代表制の実施は、以上のような不正・買収の実効性

を大きく減じると考えられていた。実際には、比例代表制よりも一足先に、投票の真正を保障する一連の立法が制定されている。もっとも、上院の度重なる抵抗により、立法の実施にはおよそ一〇年が費やされ、また幾つかの問題は未解決のまま残された⁽⁷⁴⁾。

まず、「選挙手続の真正並びに投票の秘密と自由を保障することを目的とする」一九一三年七月二九日法が、直接納税者名簿あるいは夫役負担者名簿に最低五年間登録されていることを選挙人名簿への登録の要件とし（二条）、投票に際しては、行政機関が準備する均一な封筒の使用と投票所内の仕切り（いわゆる *isoloir*）の設置を定めた（三条）。また、選挙人自らが投票箱に投票用紙の入った封筒を投じるものとした（四条）。更に、候補者には開票人を指名する権利が認められた（八条）。

続いて、「選挙手続における不正行為を抑止する」一九一四年三月三十一日法が、不正行為の抑止のために包括的な規制を行った。一・三条は、金品・便益等の供与によって投票あるいは棄権を求めた者につき、二条は脅迫を行った者につき、それぞれ刑罰が課されることを定めている。一八五二年の組織デクレも同種の規定を置くが、一九一四年法は買収の認定を容易にし、その行為の範囲を大きく拡大することで、一層包括的かつ厳格な規制を行った。

以上の立法により、選挙の真正の保障は大きく前進した。特に封筒並びに「*isoloir*」の導入の意義は大きかった。一人が一度に複数の票を投じること（封筒に複数の投票用紙が入っている場合、異なる名前への投票なら無効、全て同一の名前なら一票として数えられた——一九一三年法八条）、投票所長が用紙に印を付けることなどが不可能になった。脅迫や圧力も実効性を失った。選挙人は投票所外で押し付けられた投票用紙を「*isoloir*」の中で擦り替えることができるからである。こうして、なお幾つかの問題は残るものの、不正・買収の抑止は比例代表制の実施を待たず一応達成されたのである⁽⁷⁷⁾。

〔註〕

本稿で用いる略号は以下の通りである。

Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger

→ RDP

Revue politique et parlementaire → RPP

Journal Officiel → J. O.

- (1) 本稿では、特に断らない限り、普通選挙という言葉を選挙権の取得に財産上あるいは納税額上のいかなる要件も課されていない選挙制度という意味で用いる。従って、投票権が何等かの財産上あるいは納税額上の要件と結び付けられた選挙制度が制限選挙である。かかる定義のもとでは、一八四八年以降のフランス選挙制度は、女性の投票を認めていなかったがなお普通選挙である。
- (2) M. Duverger, "Esquisse d'une théorie générale des inégalités de représentation", introduction à «J. M. Cotteret, C. Émeri, et P. Lalumière, *La lois électorales et inégalités de représentation en France 1936-1960, 1960*», p. XIX.
- (3) 本稿では代議院 (Chambre des députés) の選挙制度のみが検討の対象となる。上院 (Sénat) の選挙制度は検討されない。
- (4) 以下では、国民主権・人民主権という言葉は、後に説明するような特殊フランス的な意味で用いられる。
- (5) この点につき、より詳しくは、杉原泰雄『国民主権の研究』岩波書店、1971年参照。
- (6) 以下では、国家権力一般と同義で用いる。
- (7) 同憲法の正文については、L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard, *Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 7^e éd, 1952, p.1 et s.
- (8) 杉原・前掲書、314-319頁。
- (9) 同書、316頁。
- (10) 同書、318頁。
- (11) 選挙権公務説の構造については、辻村みよ子『「権利」としての選挙権』歴史草書房、1989年、96-97頁：杉原泰雄「参政権論についての覚書」『法律時報』52巻3号、52頁以下：R. Carré de Marberg, *Contribution à la théorie générale de l'État*, 1920-1922, t. 2, p.424 et s. 参照。
- (12) 辻村・前掲書、95頁。
- (13) 人民主権は、国民主権との対抗の中で、国民主権により政治から排除されていた民衆の中の自覚的な部分により形成された法原理である。本稿ではこの点に立ち入る余裕はない。より詳しくは、杉原泰雄『人民主権の史的展開』岩波書店、1978年参照。
- (14) 人民主権のもとでの代表制については、杉原泰雄『憲法Ⅰ』有斐閣、1987年、217頁以下参照。
- (15) 選挙権権利説の構造については、辻村・前掲書、98頁以下：杉原・前掲論文、77頁以下：R. Carré de Marberg, op. cit., p.424 et s. 参照。人民主権・選挙権権利説の立場から普通選挙を定めた唯一の憲法が一七九三年憲法であるが、この憲法は実際には適用されずに終わっている。この点についても、上記の文献を参照のこと。
- (16) 一八四八年憲法が国民主権・選挙権公務説の立場をとっていた点については、辻村・前掲書、117頁以下参照。

- (17) 憲法の正文については, L. Duguit et al., op. cit., p.212 et s.
- (18) 正文については, ibid., p.226 et s.
- (19) 正文については, ibid., p.242 et s.
- (20) J. ロム/木崎喜代治訳『権力の座についての大ブルジョアジー』岩波書店, 1971年, 302頁。
- (21) J.-J. Chevallier, *Histoire des institutions et des régimes politiques de la France de 1789 à nos jours*, 7^e éd, 1985, pp.222-223.
- (22) 杉原泰雄『国民主権の史的展開』岩波書店, 1985年, 77-79頁。以下, 杉原・史的展開と略記。
- (23) 憲法の正文については, L. Duguit et al., op. cit., p.249 et s.
- (24) 正文については, ibid., p.255 et s.
- (25) J.-Barthéremy et P. Duez, *Traité de droit constitutionnel*, 1933, pp.309-310: J. Laferrière, *Manuel de droit constitutionnel*, 2^e éd, 1947, pp.217-220 参照。
- (26) ロム・前掲訳書, 284頁。普通選挙がもたらした影響については, 同書, 285-288頁参照。また, 国民主権・代表制の変容につきより詳しくは, 杉原・史的展開, 145頁以下参照。
- (27) 同書, 285頁。
- (28) 同書, 285頁。
- (29) 同書, 286頁。
- (30) R. Carré de Marberg, op. cit., p.364.
- (31) 政党の発展については, モーリス・デュベルジェ/岡野加穂留訳『政党社会学』潮出版, 1970年, 5-6頁: 杉原・史的展開, 204-205頁参照。
- (32) 杉原・史的展開, 199頁以下参照。
- (33) 第三共和制の議員集団については, 小野善康「フランス憲法における政党の地位」『北海道大学法学論集』27巻2号, 39頁以下: J. Waline, “Les groupes parlementaires en France”, RDP, 1961, pp.1170 et s. 参照。
- (34) G. Vedel, *Droit constitutionnel*, 1949, p.416.
- (35) 同法の制定の経過については, G. Lachapelle, *Les régimes électoraux*, 1934, pp.60-70: J. M. Cotteret et al., op. cit., pp.12-13 参照。正文については, L. Duguit et al., op. cit., p.301 et s.
- (36) 正文については, L. Duguit et al., op. cit., p.290 et s.
- (37) G. Lachapelle, op. cit., p.61.
- (38) J. M. Cotteret et al., op. cit., p.12.
- (39) G. Lachapelle, op. cit., p.63.
- (40) J. O., Assemblée Nationale, Débats, 12 novembre 1875, p.9234 et s.
- (41) 名簿式投票制定の経緯については, J. W. Garner, “Electoral reform in France”, *American political science review*, Nov. 1913, pp.612-613.
- (42) 正文については, L. Duguit et al., op. cit., p.312.
- (43) ブーランジズムについては, 中木康夫『フランス政治史・上』未来社, 1975年, 264-279頁参照。

- (44) G. Lachapelle, op. cit., pp.76-77; J. M. Cotteret et al., op. cit., pp. 76-77 参照。
- (45) 正文については, L. Duguit et al., op. cit., p.313 et s.
- (46) 正文については, *ibid.*, p.318.
- (47) L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 3^e éd. t. 4, 1924, pp.129-130.
- (48) G. Lachapelle, op. cit., p.60.
- (49) 一八七五年法が生み出す定数不均衡については, J. M. Cotteret et al., op. cit., pp.156-160: 杉原・史的展開, 164-167頁参照。
- (50) にもかかわらず, 幾つかのゲリマンダーの例が指摘されている。この点については, J. M. Cotteret et al. op. cit., pp.161-163 参照。
- (51) 以下で取り上げる選挙に関する数字は, 全てフランス本土・コルシカのみのもので, 植民地・海外領土は含まれない。
- (52) J. M. Cotteret et al., op. cit., p.160 による。
- (53) M-Therese et A. Lancelot, *Atras des circonscriptions électorales en France depuis 1875*, 1970, p.19.
- (54) *ibid.*, p.25.
- (55) 一八九三年の選挙時の数字は, 全て以下の文献による。A. Besson, *Essai sur la représentation proportionnelle de la majorité et des minorités*, 1897, p.77 et s.
- (56) 一九一四年における定数不均衡の問題は, P. Meuriot, *La population et les lois électorales en France de 1789 à nos jours*, 1916, によっている。同書では, 一八八一年・一九一一年の人口調査の結果を用いている。
- (57) *ibid.*, pp.72-73.
- (58) *ibid.*, p.73.
- (59) *ibid.*, pp.73-74. 議員一人あたりが代表する人口は, 人口五万人以下の郡では三万八四〇〇人, 五万人以上一〇万人未満の郡では七万八〇〇人, 一〇万人以上の郡では七万—四〇人であった。人口五万人以下の郡の過大代表が際立っている。他方, 人口一〇万人以上の郡の過小代表の割合はさほど大きくないが, それはこのカテゴリーに過大代表の郡(例えば人口が僅かに一〇万人を越えたため二つの選挙区に分割された場合)が含まれているためである(*ibid.*, p.74.)。
- (60) 筆者が以下の文献より算出。M. Malzac, Les élections législatives de 1914, *Journal de la société de statistique de Paris*, jan. 1915, p.11: Ministère du travail et de prévoyance sociale, *Resultats statistiques du recensement général de la population* (le 5 mai 1911), t. 1, 1^{ère} partie, p.48.
- (61) M. Duverger, op. cit., p. X III et s. 参照。なお, いわゆる「死票」が多く出ることも多数代表制の問題点として指摘されることが多い。アロンディスマン投票制のみに固有の問題ではないので本稿では特に取り上げなかったが, 選挙改革運動を通じて比例代表制導入の重要な論拠の一つとして誰もが指摘し

た点であるので、参考までにアロンディスマン投票制のもとで行われた選挙での「代表された票（当選者の得票）」と「代表されなかった票（落選者の得票）」それぞれの数を掲げておく（G. Lachapelle, op. cit., p.217）。左の数字が「代表された票」、右が「代表されなかった票（死票）」である。一八七七年を除いては、いずれの選挙でも「死票」が全投票の半数を越えている。

1876年……4458884/5422283	1898年……4906000/5633000
1877年……5059106/5048511	1902年……5159000/5818000
1881年……4567052/5600000	1906年……5209600/6383852
1889年……4526086/5800000	1910年……5061271/6598288
1893年……4513511/5930000	1914年……4810693/6366786

(62) 政党の正確な分類が困難なことは既に述べた。特に左翼諸派として分類した党派の中には社会主義者から右翼に近い中道派に至る多様なニュアンスが含まれている。表は、杉原・史的展開、165頁掲載のものに筆者が修正を加えた。共和連合・自由党・保守党は右翼として、また社会党・急進社会党を除くそれ以外の党派は左翼諸派として一括した。以上の分類は、P. G. LaChesnaisの以下の論文を参考にした。“Statistique électorale”, *La Revue de Paris*, 1906, N° 12 et 1910, N°s 11・12: “Les radicaux et la représentation proportionnelle”, RPP, oct. 1906.

(63) こうしたメカニズムについては、M. Duverger, op. cit., p. XV et s. 参照。例えば、キャンベルは、以下のような例（ボルドー選挙区）をあげている（P. Campbell, *French electoral systems and elections*, 1958, p. 88）。この例では、右翼は候補者の一本化に失敗したため、得票数では劣るにもかかわらず左翼候補の取下げを行った左翼候補（急進派）が当選となった。

	〔一回目〕	→	〔二回目〕
右翼 1	2275	→	4009
右翼 2	3652	→	5067
右翼 3	2330		—
右翼 4	1539		—
急進派	3166	→	5621 当選
社会党	1255		—
独立派	1		—

(64) それぞれの選挙をめぐる状況については、G. Lachapelle, op. cit., p.82 et s. 参照。

(65) P. Campbell, op. cit., p.87.

(66) P. G. LaChesnais, “Statistique électorale” *La Revue de Paris*, N° 12 1910, p.876.

(67) デクレの正文については、L. Duguit et al., op. cit., p.255 et s.

(68) デクレの正文については、Bulletin des lois, 10^e s., 488, N° 3637, p.259.

(69) この点については、J-Barthéremy et p. Duez, op. cit., p.392: A. Bosc, “La réforme du mode de scrutin et les lois assurant la sincérité des

- opérations électorales”, RDP, 1920, pp.228-230: J. W. Garner, op. cit., pp.636-637 参照。
- (70) J. W. Garner, op. cit., p.637, note (55).
- (71) この点については, J-Barthéremy et P. Duez, op. cit., p.418: A. Bosc, op. cit., pp.238-239: J. W. Garner, op. cit., pp.631-633: A. Lacroix, “La secret du vote devant le parlement français”, RPP. fev. 1906, p. 307 参照。
- (72) J. W. Garner, op. cit., p.631.
- (73) この点については, J. W. Garner, op. cit., pp.633-634 参照。
- (74) 立法の経緯については, J-Barthéremy, “Les résistances de Sénat”, RDP, 1913, pp.399-400: J. W. Garner, op. cit., pp.634-636 参照。
- (75) 法律の正文については, L. Duguit et al., op. cit., p.322 et s.
- (76) 法律の正文については, L. Duguit et al., op. cit., p.328 et s.
- (77) 候補者が投票所に立会人を置く権利は, 明示的には認められなかった(但し, 投票の公開により場内への立ち入りはできる)。また, 全ての候補者の名前を印刷した用紙を国家が準備するとの提案は議会の賛同を得られなかったため, 投票用紙から投票者を特定することはなお可能であった。